第十五条第一項の表都道府県の項算式中「1.103」を「1.136」に改め、同表市町村の項第一号算式及び算式の符号を次のように改める。

	算式 $\left(\frac{A}{B}-1.001\right)\times 28.6$ $\left(\frac{A}{B}-1.001\right)$が負数のときは、0とする。 算式の符号 A　当該市町村のその年の1月1日現在の住民基本台帳登載人口 B　当該市町村の平成27年9月30日現在の住民基本台帳登載人口

第十五条第一項の表市町村の項第二号算式中「1.133」を「1.161」に、「0.324」を「0.315」に改め、同項第三号算式中「1.111」を「1.146」に改める。

第十六条第一項の表都道府県の項中第一号を削り、同項第二号算式中「0.1」を「0.5」に改め、同号算式の符号B中「平成17年2月1日現在（沖縄県にあつては平成16年12月1日現在）」を「平成22年2月1日現在」に改め、同号を第一号とし、同項第三号算式中「0.017」を「0.014」に、「0.1」を「0.9」に、「73.9」を「66.9」に改め、同号算式の符号B中「平成17年人口」を「平成22年人口」に改め、同号を第二号とし、同表市町村の項第一号を次のように改める。

村市町	一	正減口補急人	費地域振興	人口

算式Ⅰ

$\left(\frac{B-A}{A}-0.019\right)\times 0.9\times 33.3\times\beta-(\alpha-\beta)\times 0.9\times 33.3$

算式Ⅱ

$\left(\frac{C-A}{A}-0.124\right)\times 8.1+\left\{D\times\frac{1.83}{1.91}+\left(\frac{B-A}{A}-0.019\right)\times 33.3\times\beta-(\alpha-\beta)\times 33.3-\left(\frac{C-A}{A}-0.124\right)\times 8.1\right\}\times 0.8$

算式Ⅱにより算定した数値が算式Ⅰにより算定した数値を上回る市町村（過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づく過疎地域の市町村、離島振興法第2条第2項に基づき公示された離島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、沖縄振興特別措置法第3条第1項第3号に規定する島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、奄美振興法第1条に規定する奄美群島をその区域の全部若しくは一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条に規定する小笠原諸島をその区域の全部若しくは一部とする市町村又は山村振興法第7条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村）にあつては算式Ⅱを用い、その他の市町村にあつては算式Ⅰを用いる。この場合において、(B－A)、(C－A)、$(\alpha-\beta)$、$\left(\frac{B-A}{A}-0.019\right)$、$\left(\frac{B-A}{A}-0.019\right)\times 0.9\times 33.3\times\beta-(\alpha-\beta)\times 0.9\times 33.3$、$\left(\frac{C-A}{A}-0.124\right)$、$\left(\frac{B-A}{A}-0.019\right)\times 33.3\times\beta-(\alpha-\beta)\times 33.3$又は$D\times\frac{1.83}{1.91}+\left(\frac{B-A}{A}-0.019\right)\times 33.3\times\beta-(\alpha-\beta)\times 33.3-\left(\frac{C-A}{A}-0.124\right)\times 8.1$が負数となるときは、それぞれ0とする。

αが2.885を超えるときは2.885とする。

βが2.885を超えるときは2.885とする。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　当該市町村の平成22年人口

C　当該市町村の国勢調査令によつて調査した平成7年10月1日現在における人口

D　平成28年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成28年総務省令第74号）による改正前の普通交付税に関する省令第16条第1項の規定に基づく人口急減補正算式Ⅱを用いる市町村においては、当該人口急減補正係数

α　測定単位の数値に別表第1(2)に定める数値急減補正の人口段階による補正率Aに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のBに定める率とを合算した率を測定単位の数値で除して得た率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

β　当該市町村の平成22年人口に別表第1(2)に定める数値急減補正の人口段階による補正率Aに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のBに定める率とを合算した率を平成22年人口で除して得た率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第十六条第一項の表市町村の項第二号算式の符号A中「小学校」の下に「若しくは義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加え、同項第三号算式の符号A中「小学校」の下に「若しくは義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加え、同項第四号算式中「0.1」を「0.9」に改め、同号算式の符号B中「平成17年2月1日現在（沖縄県にあつては平成16年12月1日現在）における農家数（東京都三宅村にあつては改正前の省令附則第21条第2項に定める農家数。）」を「平成22年2月1日現在における農家数」に改め、同項第五号算式中「0.3」を「0.1」に改め、同号算式の符号αを算式中「2.84」を「2.93」に、「0.29」を「0.25」に改める。

第十七条第一項中「第十三条第十項」を「第十三条第十一項」に改める。

第十八条第二項第一号中「一〇三円に平成二十六年度」を「一〇四円に平成二十七年度」に改め、同条第三項第一号算式中「85,400円」を「85,100円」に、「0.975」を「0.981」に改め、同号算式の符号Aを次のように改める。

A　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」の「合計」の表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数に次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

a／b

算式の符号

a　当該都道府県のその年の1月1日現在の住民基本台帳登載人口のうち20歳以上の者の数（以下「20歳以上住民基本台帳登載人口」という。）

b　当該都道府県の平成27年1月1日現在の20歳以上住民基本台帳登載人口